

グアム島
知事室
ハガニヤ, グアム 96932
アメリカ合衆国

知事令 2020-33

新型コロナウイルス感染拡大阻止のための検疫隔離措置に関連して

2020年3月14日知事令2020-03により公衆衛生上の非常事態が宣言された。

2020年3月16日グアムで初の3人の新型コロナウイルス感染者が確認された。

そして2020年3月16日より、知事令2020-04にて注釈付き3333節条項10によるグアム入島規制を発令した。

2020年3月19日と20日にグアム保健局は、グアム知事により指定された公衆衛生局として、グアム政府施設でのフィリピンからの旅行者の強制検疫を実施した。

WHO世界保健機関によると、新型コロナウイルスは感染者との密接な接触、特に鼻や口からの飛沫を介し感染する。

CDC米疾病対策センターによると、新型コロナウイルス陰性の検査結果は、その人がウイルスに感染していない、または後にウイルスに感染しないということを必ずしも意味しない。

3333節の規定に基づき、感染者が確認された地域に7日以上滞在し、陰性の検査結果なしにグアムに到着した人は強制検疫の対象となる。

感染者が検査で検出するのに必要なウイルス量を保有するには数日かかる可能性があるため、3333節の適用はグアムへの旅行者による新型コロナウイルス流入に対して十分対応しておらず、グアム保健局は検疫実施のために他の法定権利を行使しなければならない。

2020年3月16日に知事令2020-04にて、新型コロナウイルスに関する科学的研究が進んだため、3333節に基づく検疫権限に加えグアム保健局は、特定された健康上の脅威に対し個人を検疫および隔離するため、注釈付き第19-10章の規定に基づきその権限を同時に行使した。

現時点で2000人を超えるグアム住民が新型コロナウイルスに感染しており、101人が検疫により特定された。

また633人が政府施設または自宅にて隔離状態にある。

現在までに34人の新型コロナウイルス関連死が報告されており、そのうち24人はこの9月に確認された。

感染クラスターを追跡すると、政府施設で隔離されなかったグアム入島者個人が特定された。

島の公衆衛生と安全のため、個人に対する検疫または状況により隔離を継続することが必要である。

よって私、ルー・A・レオン・ゲレロ（メガハガ・グアハン）知事は基本法及びグアムの法律により与えられた権限に従い、発令する。

- 1、**検疫・隔離** すでにグアムに滞在している旅行者および個人は、居住者、非居住者ともグアムの法律に従い検疫および隔離の対象となることがある。検疫隔離は政府認定施設にて行われる。

注釈付き3333節条項10により、またグアム保健局との協議により、知事令2020-04セクション6、知事令2020-11セクション3. c、知事令2020-14セクション1. d、知事令2020-16セクション2. d、知事令2020-20セクション1. b、知事令2020-22セクション3、知事令2020-25セクション3、知事令2020-28セクション2、知事令2020-29セクション4はここに無効とする。

- 2、**分離/可分性** もし、この知事令のいずれかの条目規定、人または状況への適用が無効であると判断された場合でも、その無効性は、その他の有効な知事令の条目規定または適用に何らの影響も及ぼさない。また、この知事令の規定は分離可能である。

先発知事令の有効性継続 これまで発令された全ての知事令は本知事令と矛盾する場合を除き、引き続き完全な効力を有する。

2020年9月20日、グアムのハガニャにて署名及び宣言した

ルーA レオンゲレロ
メガハガグアハン

グアム準州知事